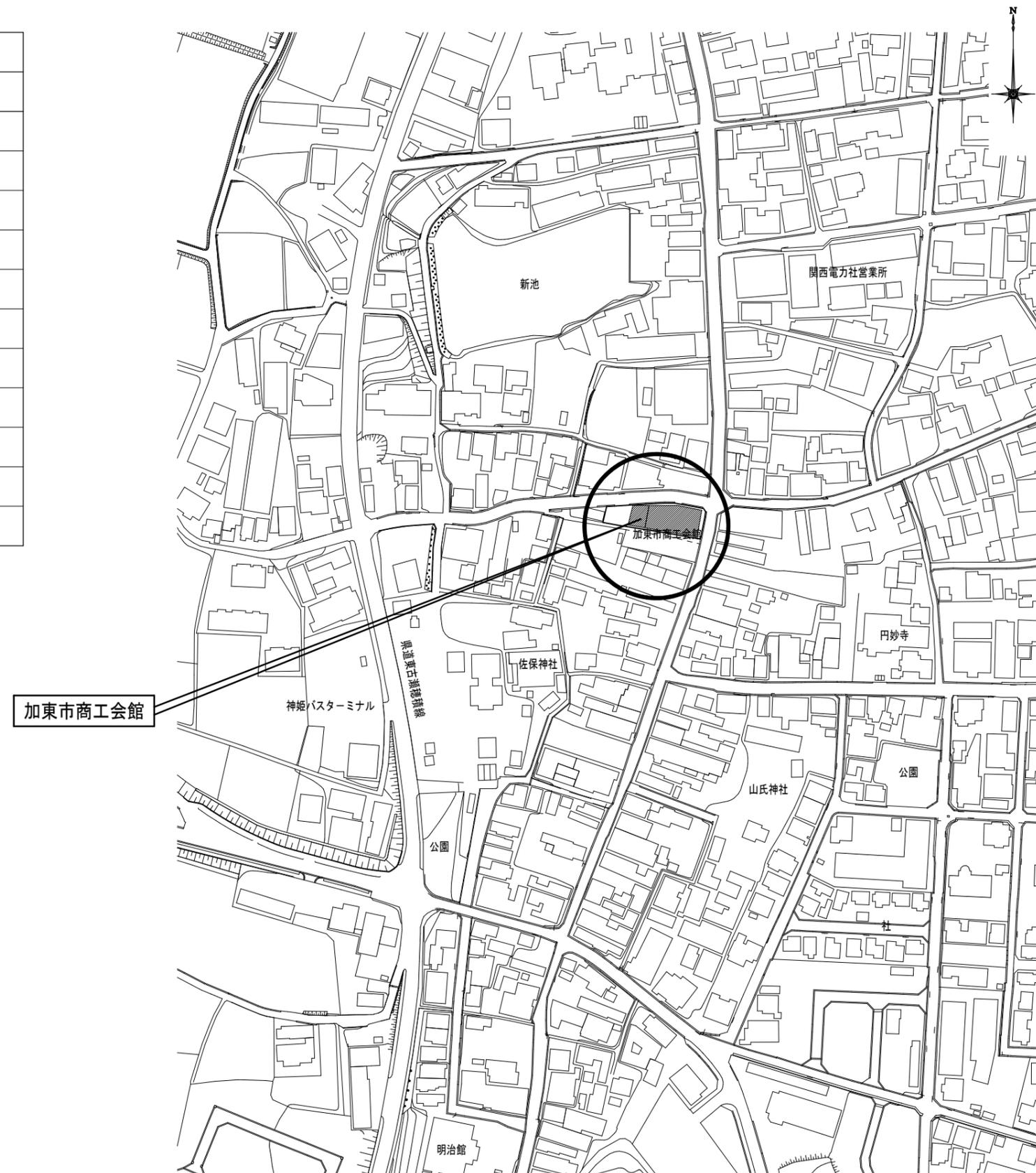


加東市商工会館 改修工事

株式会社 創夢建築設計

令和 2年 9月

図面リスト			
区分	番号	名称	縮尺
共通図	A-01	図面リスト表、付近見取図	S=1:2,500
	A-02	工事特記仕様書	—
	A-03	建物配置図	S=1:200
	A-04	仕上表・南立面図	S=1:100
	A-05	1階平面図	S=1:100
	A-06	2階平面図	S=1:100
	A-07	屋根伏図	S=1:100
	A-08	屋根廻り詳細図	S=1:30
	A-09	防水納まり詳細図	S=1:5, 1:10
	A-10	屋根（カバー工法）参考図	S=1:10



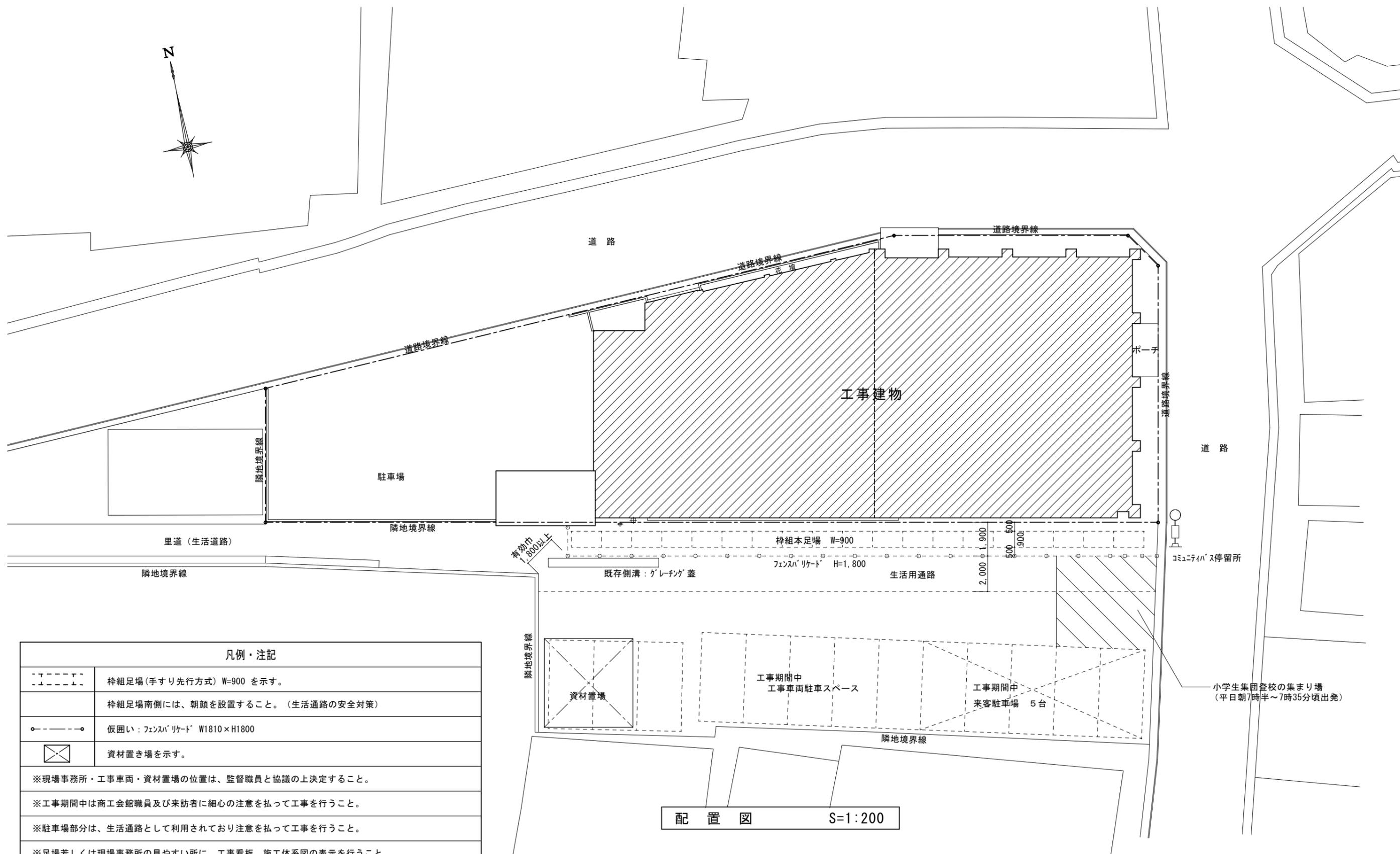
付近見取図 S=1:2,500

工事特記仕様書		※設計図書優先順位 ①質疑回答書 ②現場説明書 ③特記仕様書 ④設計図 ⑤標準仕様書
1. 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(最新版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。	
2. 特記仕様	1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。 ○印と※印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の< >、() 及び [] 内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
3. 特記仕様書の範囲	特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。 ・構造特記仕様書 ・電気設備工事特記仕様書 ・機械設備工事特記仕様書 ・解体工事特記仕様書 ・外構工事特記仕様書 ・植栽工事特記仕様書	
4. 石綿等の取扱い	石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則[平成17年2月24日厚生労働省令第21号](以下、「石綿則」という。)を遵守すること。	
5. 工事の期間	・工事期間：契約工期による ・催事予定： ・休館日： ・その他：	
6. 工事の概要	・(1) 外壁改修工事 ・(2) 屋上防水改修工事 ・(3) 屋根改修工事 ・(4) ・(5)	

章	項目	特記事項
①、一般共通事項	① 適用範囲	○本仕様書は、建築物等の模様替え及び修繕(以下「改修」という。)に係る建築工事に適用する。
	② 適用基準等	○建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版) ○建築構造設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版) ○営繕工事写真撮影要領 建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)
	③ 一般事項	○工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ○施工体系図を現場に掲示すること。 ・工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤・擁壁・内外壁・床・建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 ・適用しない <1.1.4> ※適用する(請負精算額が500万円以上の場合) 受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。
	④ 工事実績情報(DORINS)の登録	○下請契約を締結する場合は、施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。 ○発生材の処理は、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理および清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針、その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し監督職員に報告する。 ○廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。また、契約締結後は速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しより書面で委託契約を締結しなければならない。また、契約締結後は速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを工事監督員に提出しなければならない。
	⑤ 施工体制	○産業廃棄物が委託内容どおり処理されたことを確認するものとして、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を使用しなければならない。また、運搬車両ごとに処分(中間処理)が済み次第、速やかにA票、B2票、D票の写しを工事監督員に提出し、最終処分等については、確認出来次第、速やかに確認資料(E票等)の写しを、工事の完了に関係なく、工事監督員に提出するものとする。
	⑥ 発生材の処理等	○工事着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、工事監督員の承諾を得ること。 ○竣工検査時までに「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。 ○引き渡しを要するもの() ○現場において再利用を図るもの() ○再生資源化を図るもの ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・金属類 ・プラ類 ・ガラス類 ※特別管理産業廃棄物(図示による)
	電気保安技術者	※適用する <1.3.3> ・適用しない
	⑧ 事故報告	○事故報告 <1.3.10> ※工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑨ 建築材料等	○材料の品質等 <1.4.2> ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。 特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。 <1.4.1> ○環境への配慮 ・本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に留意し、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

室内の空気中の化学物質濃度の測定	<p>・ホルムアルデヒド仕様 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 の場合 該当する建築材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ 2) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3) 次の表示のある J A S 適合品 <ol style="list-style-type: none"> a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 <p>・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 <1.6.9> (1.5.9) 試料採取及び測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法及び測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか、拡散方式ではサンプラー製造所定める仕様により行う。</p> <p>・測定対象物質</p> <table border="1"> <tr><td>・ホルムアルデヒド</td><td>(濃度指針値 100 μg/m³ ・ 0.08ppm)</td></tr> <tr><td>・アセトアルデヒド</td><td>(濃度指針値 48 μg/m³ ・ 0.03ppm)</td></tr> <tr><td>・スチレン</td><td>(濃度指針値 220 μg/m³ ・ 0.05ppm)</td></tr> <tr><td>・トルエン</td><td>(濃度指針値 260 μg/m³ ・ 0.07ppm)</td></tr> <tr><td>・エチルベンゼン</td><td>(濃度指針値 3,800 μg/m³ ・ 0.88ppm)</td></tr> <tr><td>・キシレン</td><td>(濃度指針値 870 μg/m³ ・ 0.20ppm)</td></tr> <tr><td>・パラジクロロベンゼン</td><td>(濃度指針値 240 μg/m³ ・ 0.04ppm)</td></tr> </table> <p>・測定する室等：() ・採取方法：吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では8時間採取する。 ・測定結果等報告書の提出 次の事項を記載した報告書を提出する。(提出部数 部) ・測定結果 ・試料採取時の状況(気温・湿度(室外・室内)、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数) ・試料採取方法、測定方法、使用した測定機器 ・測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 ・総揮発性有機化合物の測定 測定方法、測定物質及び測定場所については、末尾に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。 ・室内VOC濃度の測定結果に関する書面の当該施設への提示については、施設管理者に依頼する。 ・「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。 <3.5.4><3.9.3><5.12.5>(13.2.3)(13.3.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事</th> <th>建築基準法の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・合成高分子系ルーフィングシート</td> <td>風速(V0) ・3.2 ・3.4</td> </tr> <tr> <td>・アルミニウム笠木</td> <td>地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>・折板屋根葺</td> <td>金属板屋根葺 多雪地域の指定 ・有 ・無</td> </tr> <tr> <td>・重量シャッター</td> <td>軽量シャッター</td> </tr> <tr> <td>・ガラスブロック</td> <td>オーバーヘッドドア</td> </tr> </tbody> </table> <p>・図示 <1.5.2> ・現状平均地盤高 ※施工数量調査 <1.5.3></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査範囲</th> <th>調査方法</th> <th>成果品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁調査</td> <td>タイル面</td> <td>打診調査</td> <td>報告書</td> </tr> <tr> <td>外壁調査</td> <td>塗装面</td> <td>打診調査</td> <td>報告書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・適用する <1.6.2> ・適用しない ○工事経過報告書を、毎月1回監督職員に提出する。 (内容：日誌、天候、工事進捗状況、工事進捗状況写真、その他監督職員の指示する事項) ○下記に定める図書等を監督職員に提出し承諾を受ける。監督職員は下記に定める他、必要な図書の提出を求めることがある。 ○提出部数は各 3部(市町担当課、工事監理者、請負工事業者) ○実施図面製本(2つ折製本) ○工事着手届 ○監理(主任)技術者届 ○現場代理人届 ○コリンズ登録写 ○総合施工計画書 ・工種別施工計画書 ○施工体制台帳 ○下請業者承諾願 (請負者事務所と同様 ・可 ・否) ○実施工程表 ○月間工程表 ○週間工程表 ○質疑応答書 ○工事打合記録 ○施工図等 ○使用材料機器等承諾 ・コンクリート調査表 ○各種材料試験成績表 ○工事日報 ○工事写真 ○工事記録報告書 ○工事完了届 ○引渡書 ○保証書 ○その他関係書類一式 (1.8.1)<1.8.2><1.8.3> ○作成しない ○作成する ・完成図(・意匠図 ・構造図 ・設備図 ・外構図 ・造成図)を提出。 (・原因：設計図書の原因訂正を可とする。) 提出枚数 1部 ○原因版2つ折製本 (表紙文字入) 提出部数 3部 ・縮小版2つ折製本 (A3版) (表紙文字入) 提出部数 部 ・縮小版2つ折製本 (A4版) (表紙文字入) 提出部数 部 ○完成図面データ(CD) 提出部数 1枚 (完成図面データはJWW形式又はDXF形式とする。) ○施工計画書 提出部数 2部 ※施工図 提出部数 2部 ※図面に関する資料 ※安全に関する資料 ※官公署届出書類 ※建築物等の保守に関する説明書 ○主要な材料・機器一覧表 ○機器取扱い説明書 ○機器性能試験成績書 ○CADデータは(・有償 ○無償)で配布する。</p>	・ホルムアルデヒド	(濃度指針値 100 μg/m ³ ・ 0.08ppm)	・アセトアルデヒド	(濃度指針値 48 μg/m ³ ・ 0.03ppm)	・スチレン	(濃度指針値 220 μg/m ³ ・ 0.05ppm)	・トルエン	(濃度指針値 260 μg/m ³ ・ 0.07ppm)	・エチルベンゼン	(濃度指針値 3,800 μg/m ³ ・ 0.88ppm)	・キシレン	(濃度指針値 870 μg/m ³ ・ 0.20ppm)	・パラジクロロベンゼン	(濃度指針値 240 μg/m ³ ・ 0.04ppm)	適用工事	建築基準法の指定	・合成高分子系ルーフィングシート	風速(V0) ・3.2 ・3.4	・アルミニウム笠木	地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ	・折板屋根葺	金属板屋根葺 多雪地域の指定 ・有 ・無	・重量シャッター	軽量シャッター	・ガラスブロック	オーバーヘッドドア	調査項目	調査範囲	調査方法	成果品	外壁調査	タイル面	打診調査	報告書	外壁調査	塗装面	打診調査	報告書								
・ホルムアルデヒド	(濃度指針値 100 μg/m ³ ・ 0.08ppm)																																														
・アセトアルデヒド	(濃度指針値 48 μg/m ³ ・ 0.03ppm)																																														
・スチレン	(濃度指針値 220 μg/m ³ ・ 0.05ppm)																																														
・トルエン	(濃度指針値 260 μg/m ³ ・ 0.07ppm)																																														
・エチルベンゼン	(濃度指針値 3,800 μg/m ³ ・ 0.88ppm)																																														
・キシレン	(濃度指針値 870 μg/m ³ ・ 0.20ppm)																																														
・パラジクロロベンゼン	(濃度指針値 240 μg/m ³ ・ 0.04ppm)																																														
適用工事	建築基準法の指定																																														
・合成高分子系ルーフィングシート	風速(V0) ・3.2 ・3.4																																														
・アルミニウム笠木	地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ																																														
・折板屋根葺	金属板屋根葺 多雪地域の指定 ・有 ・無																																														
・重量シャッター	軽量シャッター																																														
・ガラスブロック	オーバーヘッドドア																																														
調査項目	調査範囲	調査方法	成果品																																												
外壁調査	タイル面	打診調査	報告書																																												
外壁調査	塗装面	打診調査	報告書																																												
特別な材料の工法 建築基準法による 風圧力等の指定																																															
設計GL																																															
⑭ 施工調査																																															
技能士																																															
⑯ 工事経過記録																																															
⑰ 工事関係図書(提出書類)																																															
⑱ 完成時の提出書類																																															
CADデータ																																															

⑳ 完成写真	<p>・作成しない ○作成する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>サイズ</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部数</th> <th>提出様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○カラー ・白黒</td> <td>○L ・2L ・六切り</td> <td>○写真撮影要領の 完成写真程度 箇所 枚</td> <td>○1部 ・部</td> <td>○工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム (台紙寸法323×270程度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※完成写真の撮影業者は監督職員の承諾する撮影業者とする。 ・施工範囲 各工事の区分表による。 ・施工図 設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。 ○工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類 (※火災保険 ※建設工事保険) 保険期間 (※工事着手前から工事目的物引き渡しまで) ○現場には必ず設計図・見積書・共通仕様書を各1部においておくこと ○工事のため隣家、通行者、第三者等への損害、補償及び補修は請負者の負担とする。 ○近隣に対して着工前に適切な処置をなし、工事の円滑を計るようにする。 ○設計図書に指示ある事項であっても、施工者が適当でない認められたものは、事前に訂正を申し出て、係員の指示・決定通り施工すること。適当でない知りつつ施工してはならない。 ○工事用車輛の出入口には必要に応じ警備員を配置し、通行人や車両への配慮を十分に行うこと。 ○周辺に配慮した仮設計画を作成し、係員の承諾を受ける事。 ○工事に必要な申請は請負業者が行う事。</p>	分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式	○カラー ・白黒	○L ・2L ・六切り	○写真撮影要領の 完成写真程度 箇所 枚	○1部 ・部	○工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム (台紙寸法323×270程度)																				
分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式																											
○カラー ・白黒	○L ・2L ・六切り	○写真撮影要領の 完成写真程度 箇所 枚	○1部 ・部	○工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム (台紙寸法323×270程度)																											
21 設備工事との取合																															
㉑ 火災保険等																															
㉒ その他																															
②、仮設工事	<p>① 仮囲い ○設けない ○設ける (○位置及び延長は図示による。) ・仮囲い(・ガードフェンス、L= 1.80 m、H= 1.81 m) ・門 (・キャスターゲート、W= m、H= m)</p> <p>② 危険防止 ○シート張り ・金網養生柵 ・配置しない ○配置する(※工事期間中、) ・ラフテレーンクレーン (16 t吊り)程度 (t吊り)</p> <p>③ 交通誘導員</p> <p>④ 揚重機械器具</p> <p>⑤ 工事表示板</p> <p>⑥ 足場その他 ○足場その他 <2.2.1><表2.2.1><表2.2.2> ・内部足場 種別(・自立、足場板) ※外部足場 種別(○A種 ・B種 ・C種 ・D種) ※防護シートによる養生 (※設ける ・設けない) ・材料、撤去材等の運搬 (・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種) ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。</p> <p>⑦ 養生 <2.3.1> ○養生 ※既存部分の養生 (※行う ・行わない) ・既存家具等の養生 (・行う ・行わない) ・固定家具等の移動 (・行う ・行わない) ・既存プラインド、カーテン等の養生及び保管 (※行う ・行わない) 養生場所 () 養生の方法 ()</p> <p>⑧ 仮設間仕切り <2.3.2><表2.3.1> ・設けない ・設ける(図示) 仮設間仕切り等の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上材(厚さ mm)</th> <th>充填材</th> <th>塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・軽量鉄骨</td> <td>・合板(・)</td> <td>吸音材(厚さ mm)</td> <td>・なし</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・木下地</td> <td>・石膏ボード(・)</td> <td></td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>・単管下地</td> <td>・防災シート</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・仮設扉</td> <td>・木製扉</td> <td>・合板張り程度</td> <td></td> <td>※なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・鋼製扉</td> <td>・片面フラッシュ程度</td> <td></td> <td>・あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 監督職員事務所 <2.4.1> ○設けない(※請負者事務所に打合せ会議室を確保する) ・設ける (規模 m程度) (請負者事務所と同様 ・可 ・否) (備品)</p> <p>⑩ 工事用水 ○構内既存の施設 ・利用できない ※利用できる(※有償 ・無償)</p> <p>⑪ 工事用電力 ○構内既存の施設 ・利用できない ※利用できる(※有償 ・無償) ※溶接などの消費電力の大きな機器を除く</p> <p>⑫ 工事用通路 ※指定しない ・指定する(図示)</p> <p>⑬ 仮設トイレ等 ○下記の仮設用施設を設けること。 ※仮設トイレ(大・小：兼用可)、仮設手洗を設置する。 ※水洗式(配管工事共)又は簡易水洗式とする。 ・施設内トイレの使用が可能。(但し、工事完了後清掃等を行い引き渡すこと。)</p> <p>⑭ 工事用出入口 ・仮設敷鉄板 () ・仮設工事用道路 () ・</p> <p>⑮ その他 ○本工事は原則土日祝日には行わないこと。但し、監督員・施設担当者との協議次第では工事可能とする。 ○騒音の発生する工事は、監督員、工事監理者・施設担当者との協議のうえ日程調整を行うこと。 ○工事進行する上で撤去・復旧・移設を要する軽微なものは、本工事の範囲とする。 ○工事施工にあたり、付近住民・通行人・工作物に損害を与えないよう必要な保護設備を計画し係員及び各関係人の承諾を得て施工する。万一損害を与えた場合は速やかに応急手当、復旧しこれに要した費用は請負者の負担とする。 ○その他図示及び現場指示事項など必要に応じ対応すること。 ・</p>	種別	下地	仕上材(厚さ mm)	充填材	塗装	・A種	・軽量鉄骨	・合板(・)	吸音材(厚さ mm)	・なし	・B種	・木下地	・石膏ボード(・)		・片面	・C種	・単管下地	・防災シート		—	・仮設扉	・木製扉	・合板張り程度		※なし		・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・あり
種別	下地	仕上材(厚さ mm)	充填材	塗装																											
・A種	・軽量鉄骨	・合板(・)	吸音材(厚さ mm)	・なし																											
・B種	・木下地	・石膏ボード(・)		・片面																											
・C種	・単管下地	・防災シート		—																											
・仮設扉	・木製扉	・合板張り程度		※なし																											
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・あり																											



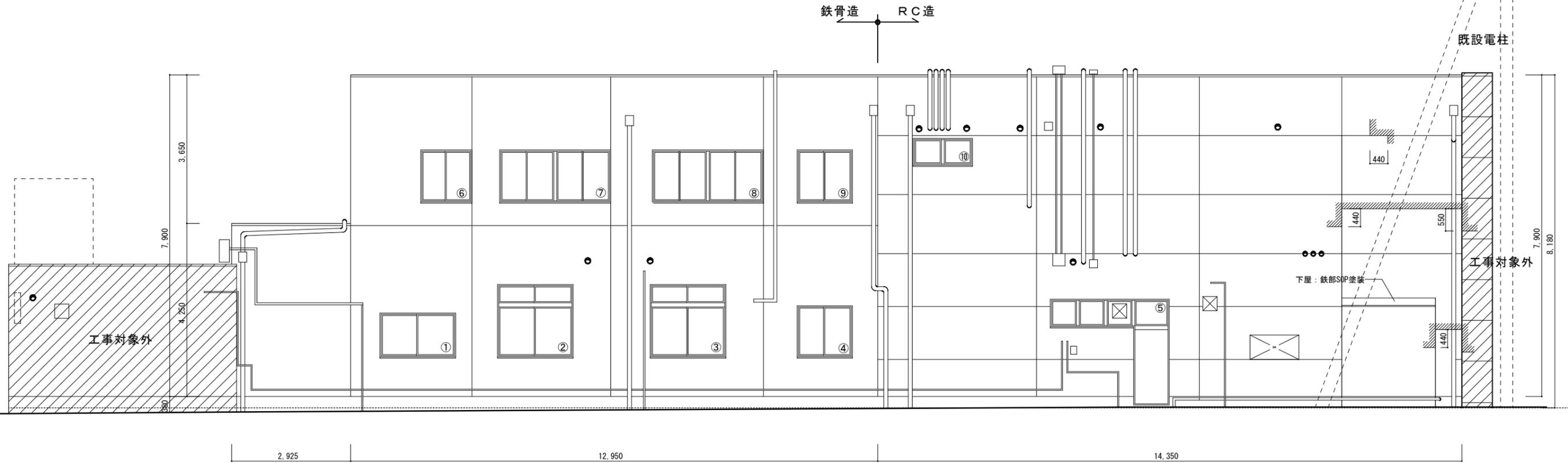
配置図 S=1:200

凡例・注記	
	桝組足場(手すり先行方式) W=900 を示す。
	桝組足場南側には、朝顔を設置すること。(生活通路の安全対策)
	仮囲い：フェンスバリアード W1810×H1800
	資材置き場を示す。
※現場事務所・工事車両・資材置場の位置は、監督職員と協議の上決定すること。	
※工事期間中は商工会館職員及び来訪者に細心の注意を払って工事を行うこと。	
※駐車場部分は、生活通路として利用されており注意を払って工事を行うこと。	
※足場若しくは現場事務所の見やすい所に、工事看板、施工体系図の表示を行うこと。	
※仮設物設置前に現況写真を撮影し、工事完了後現状回復を行うこと。	

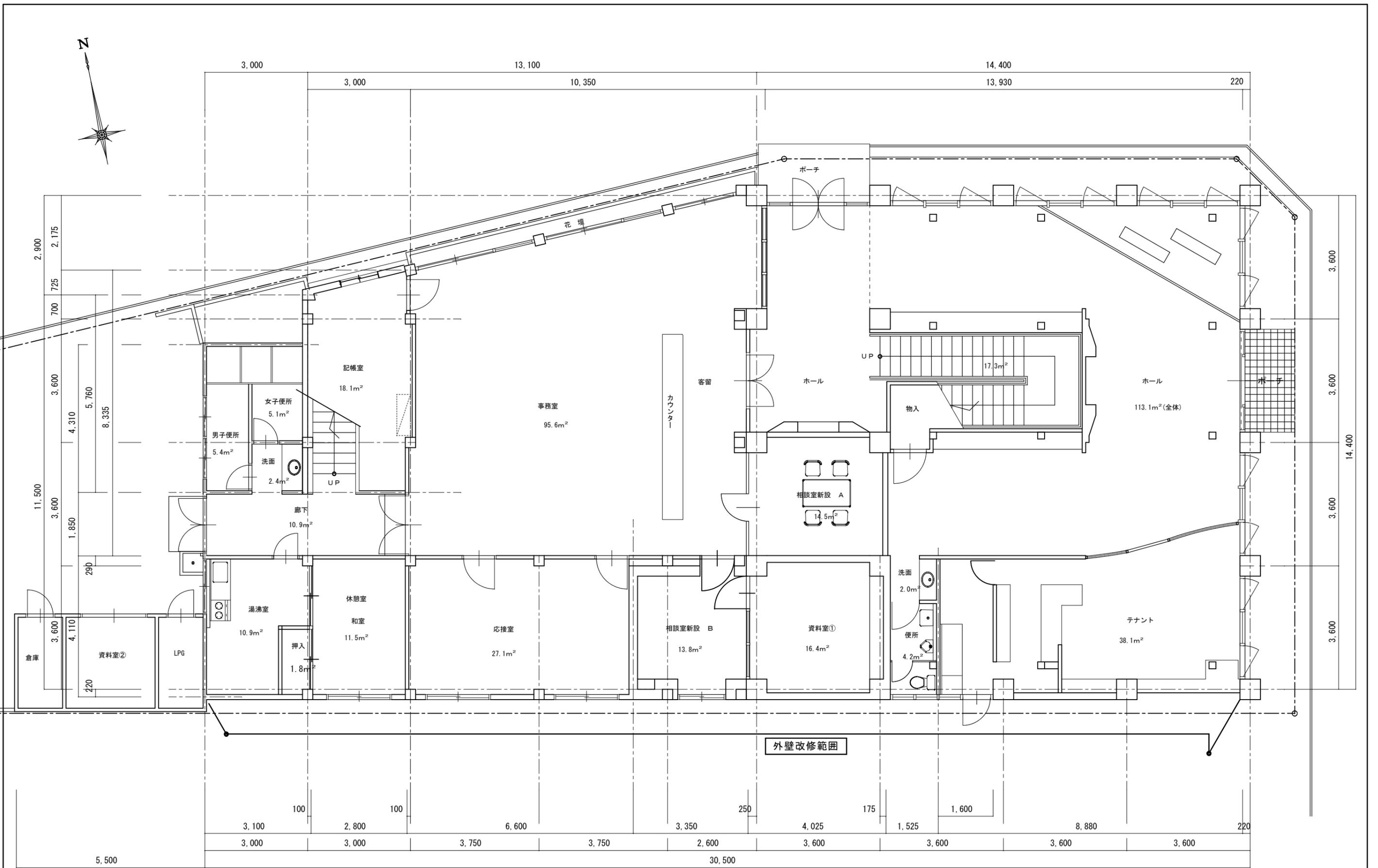
名 称：加東市商工会館
 住 所：兵庫県加東市社717-1
 構 造：RC2階建、鉄骨造2階建

仕上表

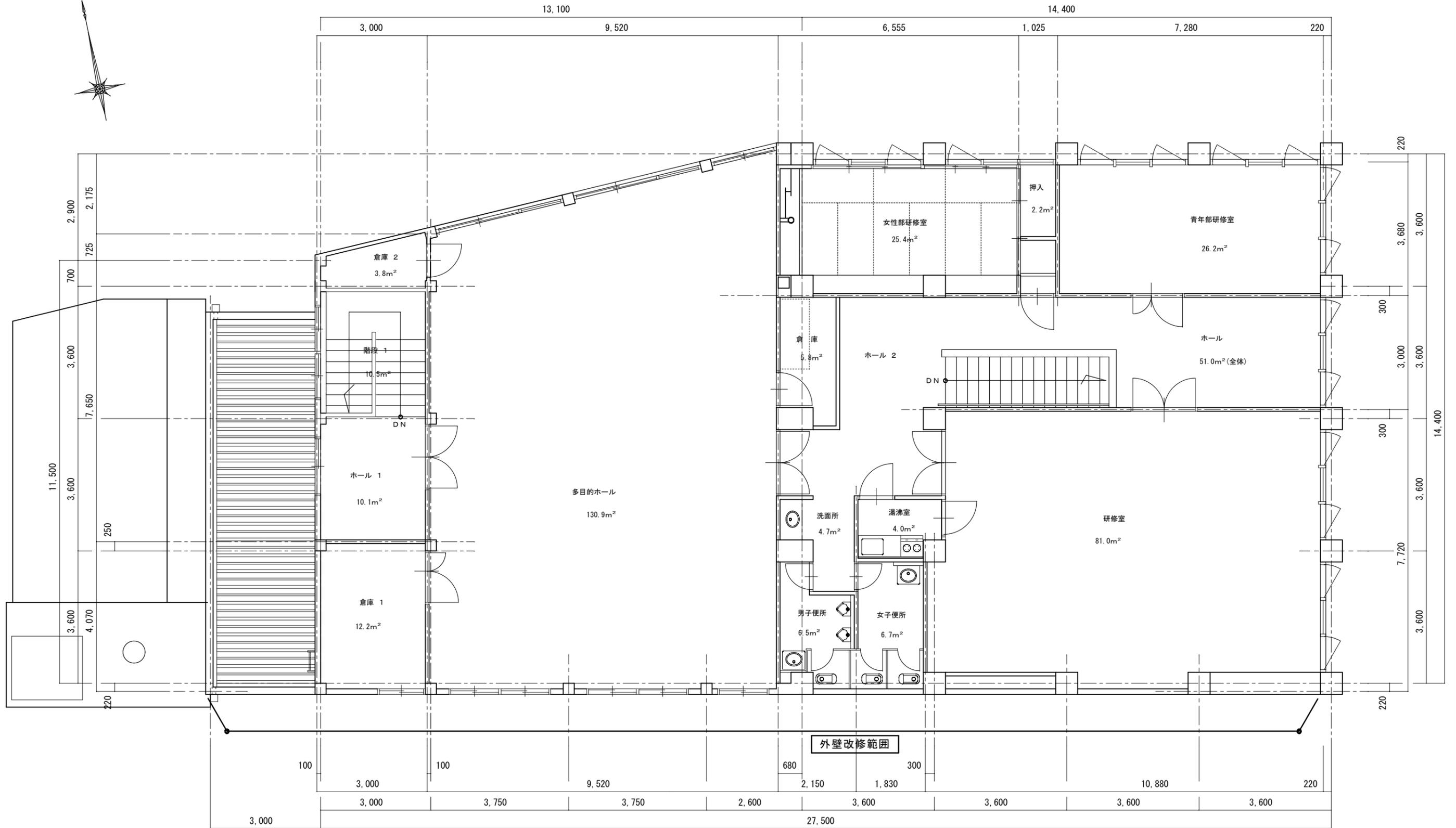
	部位	現況	部位	撤去	部位	改修後	その他
RC造	陸屋根	既設防水層の上シート防水t=1.2	陸屋根	シート防水のみ撤去（平面部、立上り部押え金物共）	陸屋根	下地調整の上塩ビ製シート防水 t=1.5新設 平場：機械固定方法、立上り、側溝部：密着工法	屋上 防水工事 陸屋根のシート防水工事において、基本的に既設室外機+基礎は移設せず、仮設架台、ジャッキアップ等で一時的に浮かして防水工事を行う。 大型で浮かして施工できないものは、基礎立上りにシート防水を巻き込み基礎天端に塗膜防水を施工すること。
	笠木	カラー鉄板 t=0.8	笠木		笠木	既設水たまり部勾配調整（ポリマーセメントモルタルt=5mm程度）	
	脱気筒	脱気盤	脱気筒	既設脱気盤撤去	脱気筒	既設カラー鉄板下地調整の上アクリルゴム系塗膜防水新設	
	丸環	鉄製丸環（北・東・西側）	丸環	既設鉄製丸環西側のみ撤去	丸環	既設鉄製丸環：下地調整の上SOP塗装	
鉄骨造	勾配屋根	瓦葺き屋根（カバー工法）	勾配屋根	瓦葺き屋根撤去（カバー工法2層目部分） 既設瓦葺き、下地は残す	勾配屋根	フッ素GL銅板瓦葺き新設（カバー工法）、働き幅370、裏張ポリスチレンフォームt=4.0 棟押え、ケラバ金物、面戸、水切り金物、内壁平板鉄板貼新設	外壁 RC造建物の外壁は、外壁調査を行い補修部分を確認すること。 <参考数量> RC造外壁面積の0.5%程度 ひび割れ（シール工法） 5.80 m ひび割れ（Uカット工法） 5.80 m
	屋根内樋	谷樋W=180（谷コイルt=0.4）	屋根内樋	谷樋撤去	屋根内樋	谷樋新設（W=250）	
	ドレン	横引きドレン	ドレン	横引きドレン一部撤去、一部呼び樋撤去	ドレン	一部横引きドレン、呼び樋新設	
RC造	外壁	アクリル系リシン吹付	外壁	既設塗膜除去（高圧水洗浄法30~50MPa程度）	外壁	アクリル系外壁化粧防水新設（シーラー共） 超高機能保護被覆工法（アクリル系樹脂量55%以上）	共通 外壁部分の打ち継ぎ目地は、シーリング打替えを行うこと。 外壁は、ケレン清掃後高圧水洗浄を行い、下地調整の上仕上げ材吹付とする。 既設建具は、ガラスクリーニングを行うこと。 既設設備配管は、養生を行い施工すること。 今回工事において、外壁材等にアスベストの含有は無いものと想定していますが、工事業者にて事前に調査を行うこと。
	巾木部分	モルタルコテ押え	巾木部分		巾木部分	既設モルタル面洗浄	
鉄骨造	外壁	アクリル系リシン吹付	外壁	既設塗膜除去（高圧水洗浄法30~50MPa程度）	外壁	アクリル系外壁化粧防水新設（シーラー共） 超高機能保護被覆工法（アクリル系樹脂量55%以上）	
	巾木部分	モルタルコテ押え	巾木部分		巾木部分	既設モルタル面洗浄	
共通	縦樋	V P管φ100	縦樋		縦樋	V P管φ100 SOP塗装	
	建具	アルミ製建具、スチール製建具	建具	建具周囲シーリング撤去	建具	建具周囲シーリング打ち、水切部シーリング打ち、ガラス面清掃	
	設備配管				設備配管	既設配管清掃	
	下屋根	カラー鉄板葺き			下屋根	既設カラー鉄板葺き下地調整の上SOP塗装	



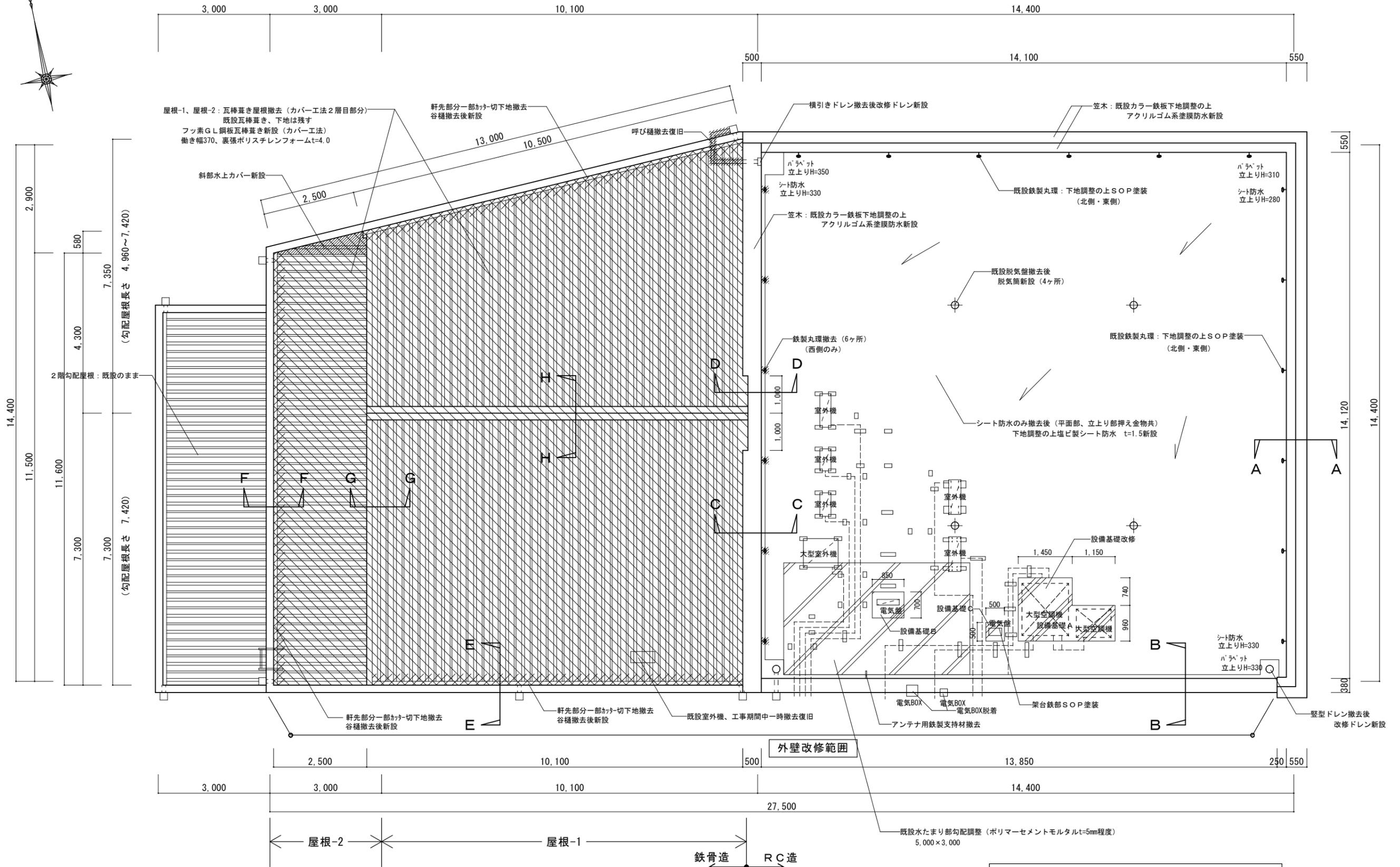
南立面図 S=1:100



1階平面図 S=1:100

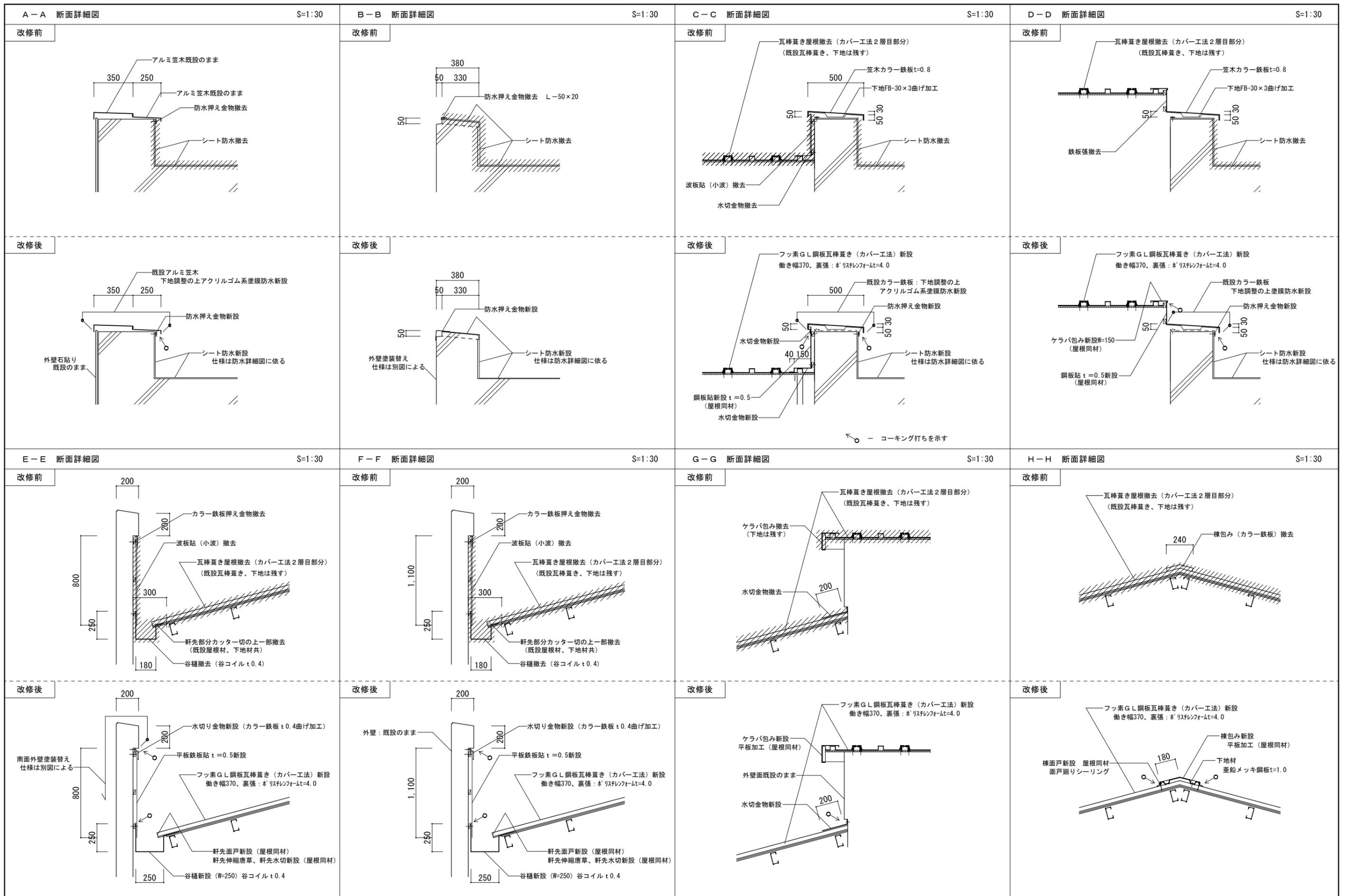


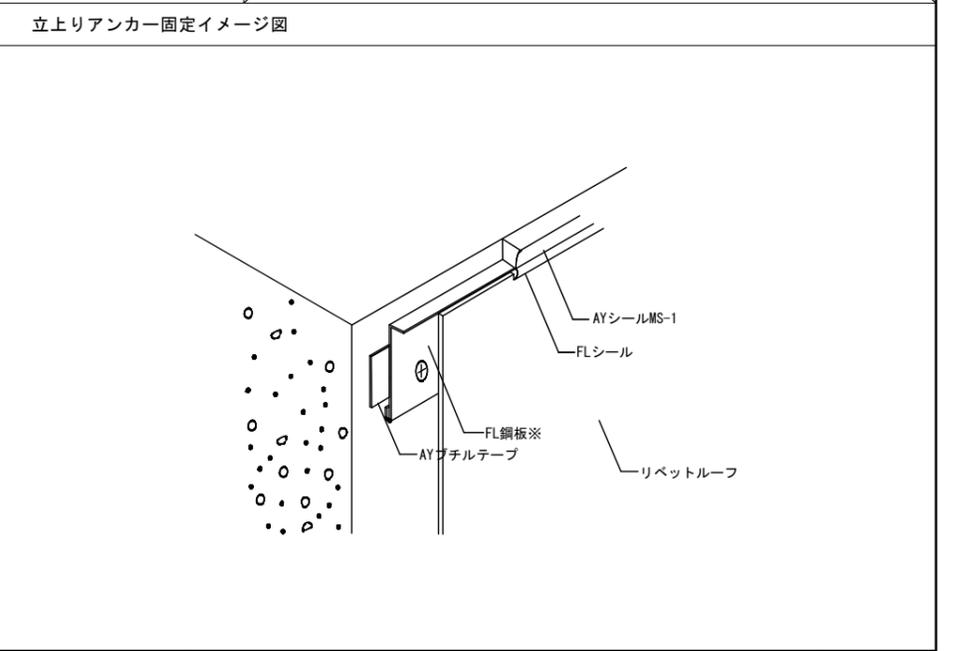
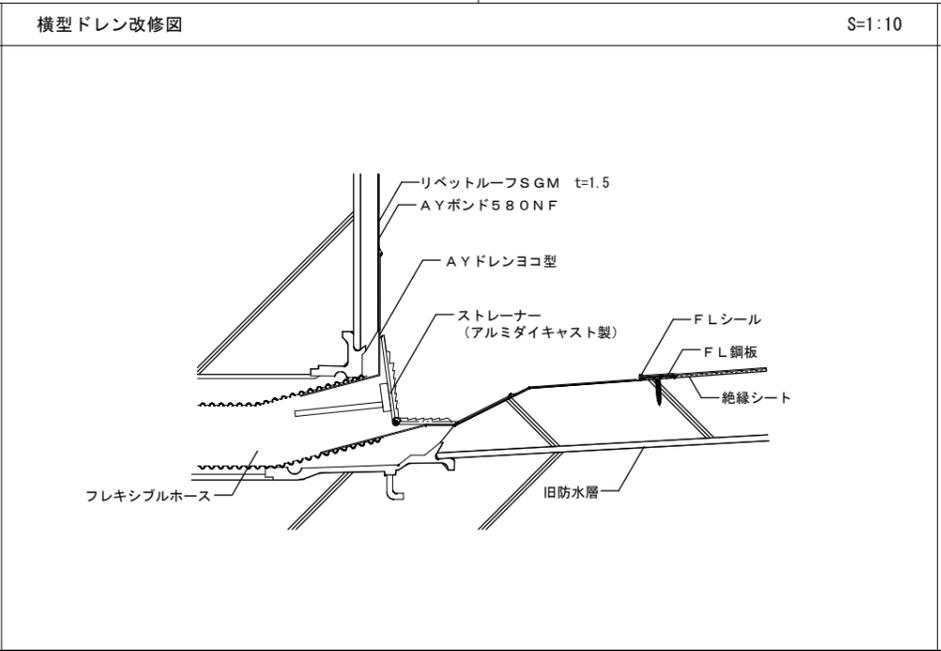
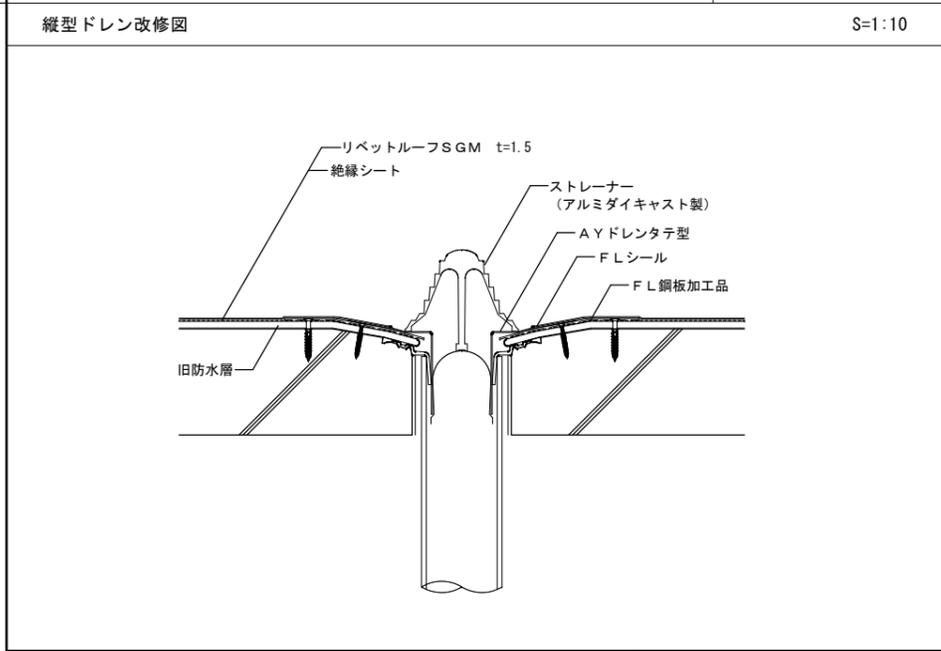
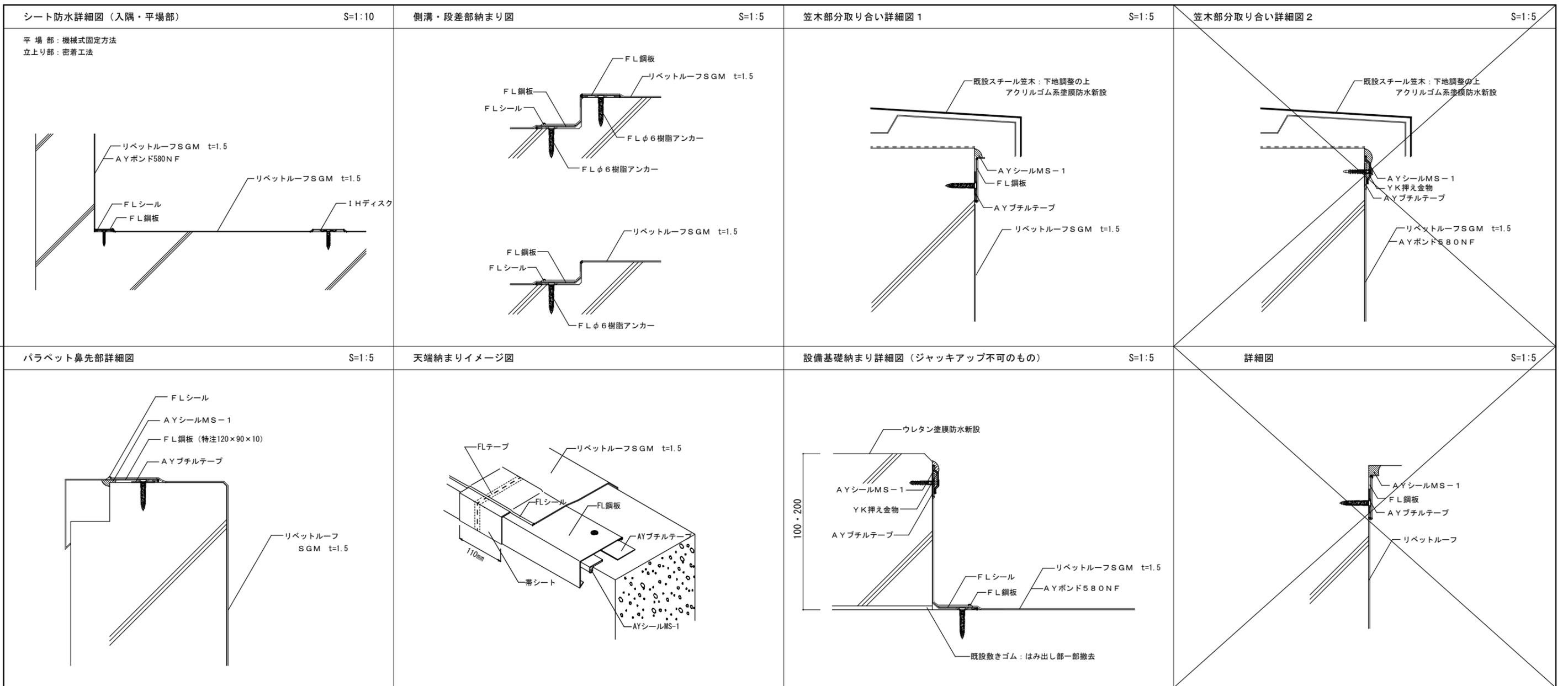
2階平面図 S=1:100



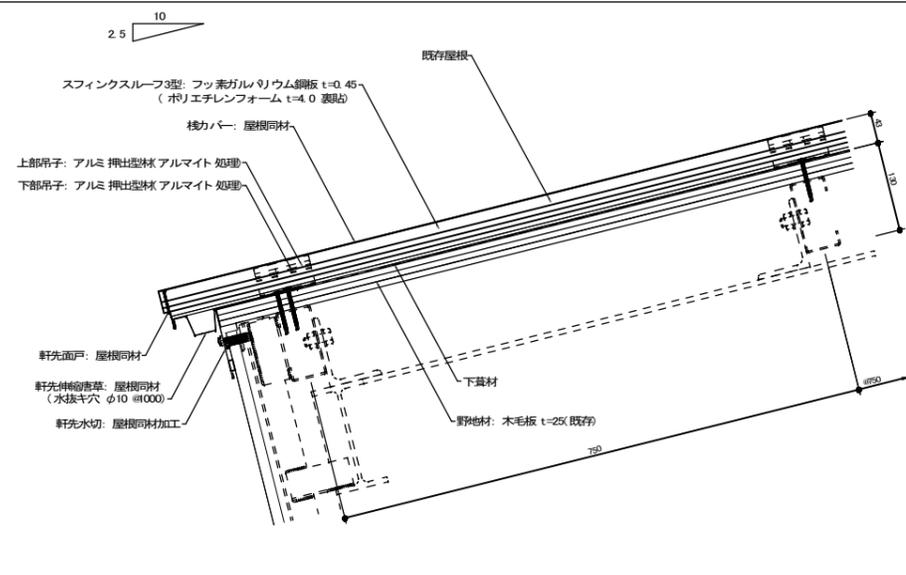
屋根伏図 S=1:100

※屋根改修について
 図示のカバー工法で設計しておりますが、
 防水上・施工上支障のないようにして下さい。

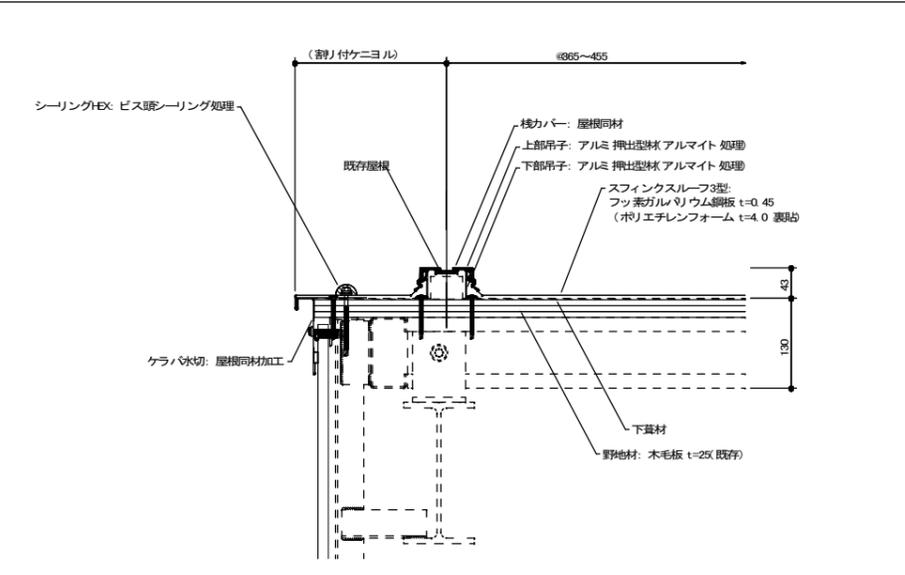




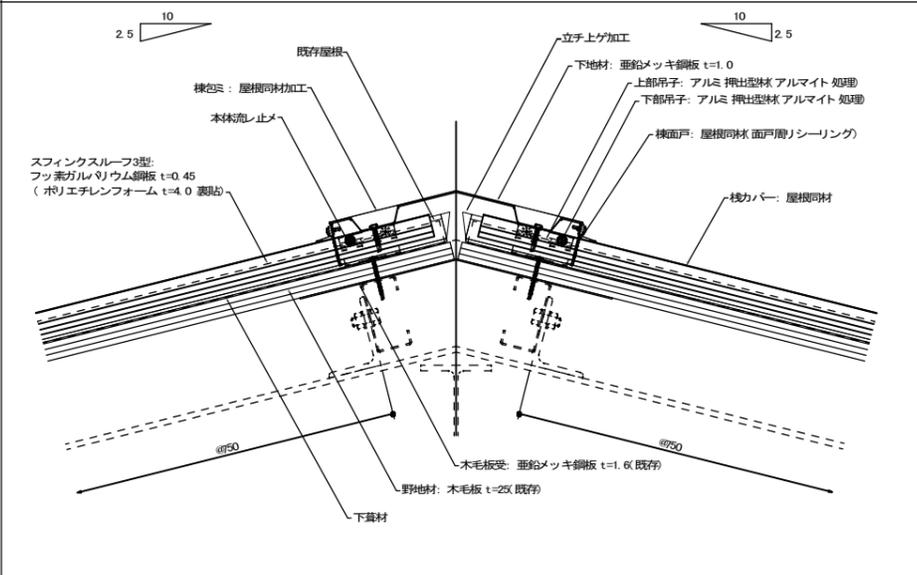
①軒先



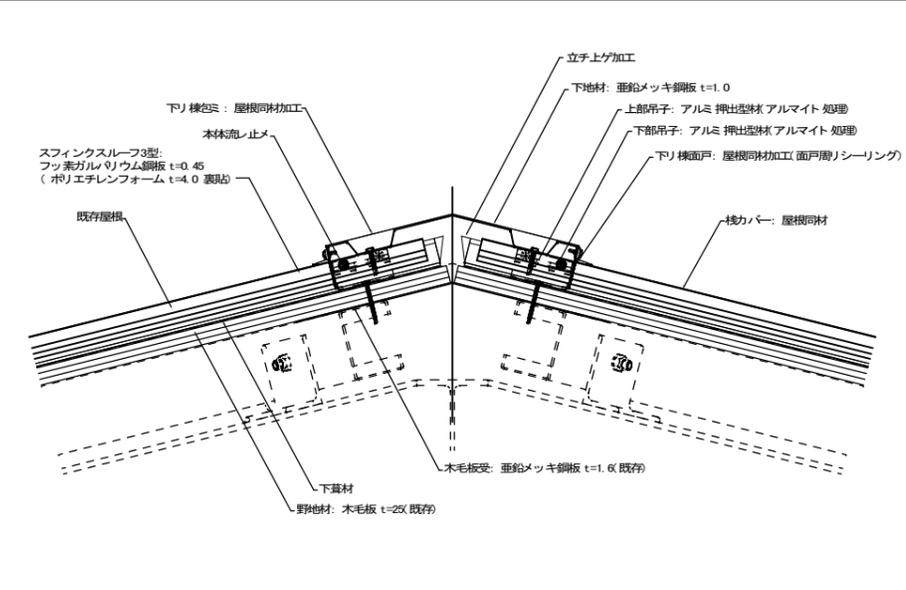
②ケラバ



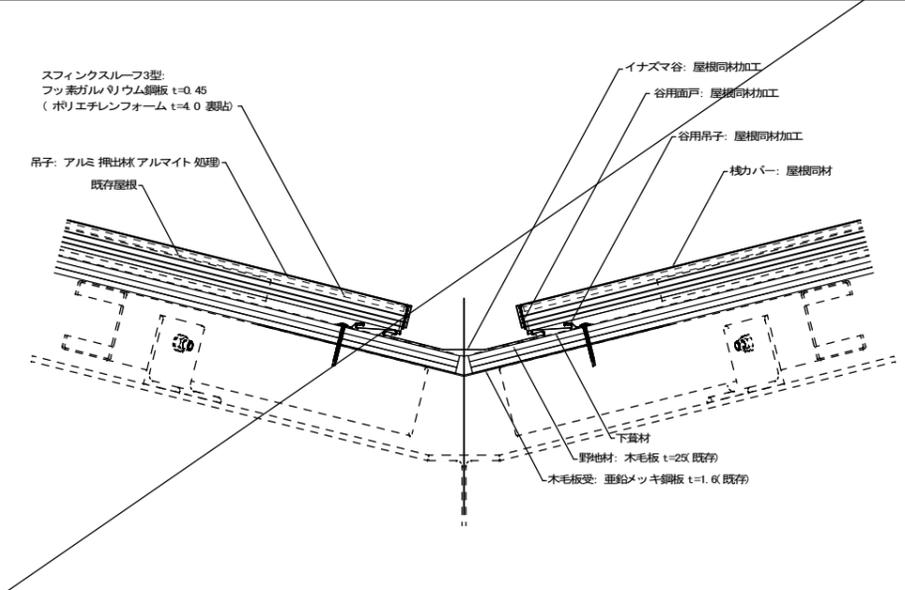
③棟



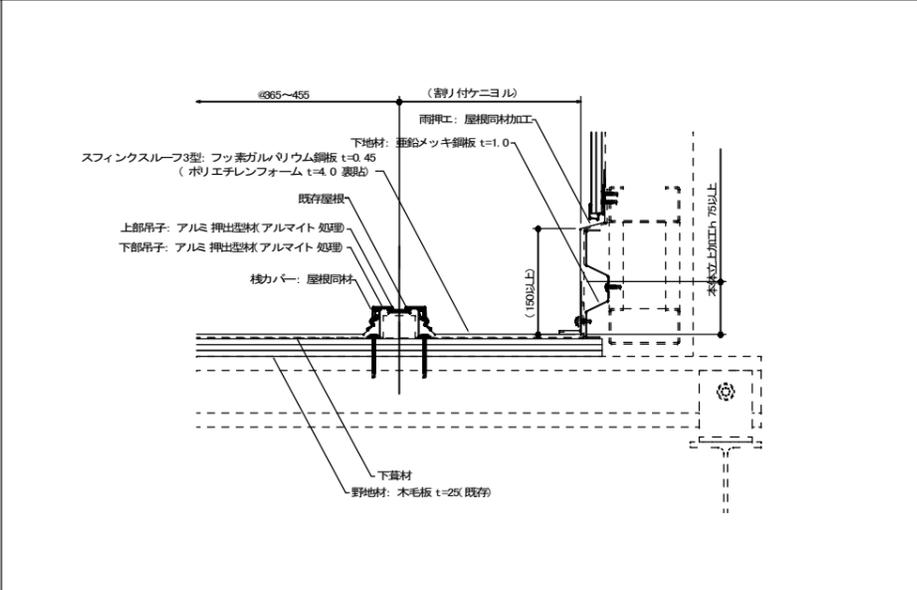
④下り棟



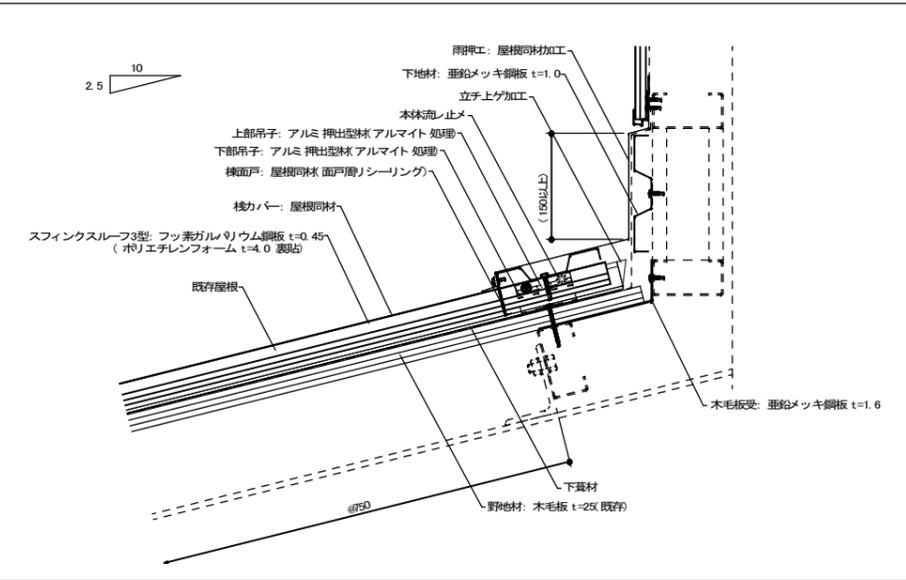
⑤谷



⑥壁捨て谷



⑦壁立上り



⑧頂部

